

# 大阪府立伯太高等学校同窓会会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、大阪府立伯太高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は、本部を母校内に置く。その他、必要に応じて支部を置くことができる。
- 第 3 条 本会は、会員相互の親睦を保ち、母校との連絡を密にし、その発展に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会の目的を達成するために、つぎの事業を行なう。
- (1) 会報、会員名簿の管理。
  - (2) 母校の教育事業の後援。
  - (3) その他、必要な事業。

## 第 2 章 組 織

- 第 5 条 本会は、つぎの会員をもって組織する。
- (1) 普通会員  
母校の卒業者および母校に在籍したもので、役員会が承認したもの。
  - (2) 特別会員  
母校現職員および旧職員。
- 第 6 条 役員およびその任務
- (1) 名誉会長（母校校長）  
会務の相談に応じる。
  - (2) 会 長（1名）  
本会を代表し、会務を総括する。
  - (3) 副会長（若干名）  
会長を補佐し、会長事故あるとき、それを代行する。
  - (4) 書 記（若干名）  
会務の記録、事務の処理に当る。
  - (5) 会 計（2名）  
会務に関する会計を執る。
  - (6) 会計監査（2名）  
会計事務を監査する。
  - (7) 顧 問（若干名）  
会務の相談に応じる。
- 第 7 条 役員を選出
- (1) 会長、副会長、書記、会計、会計監査は、幹事会で選出し、次の総会で承認を得るものとする。
  - (2) 顧問は、母校現職員より会長が委嘱する。

- 第 8 条 幹事の選出と任務  
卒業期ごとに若干名を会員の互選により選出する。  
各期の会員への連絡及び分担して会務にあたる。
- 第 9 条 役員任期は 3 年とする。ただし再選を妨げない。

### 第 3 章 総 会

- 第 10 条 本会の定期総会は毎年 1 回とする。
- 第 11 条 総会の議決は、出席会員の過半数を必要とする。

### 第 4 章 役 員 会

- 第 12 条 第 6 条記載の役員により役員会を構成する。
- 第 13 条 役員会は、本会の運営にあたる。またやむをえない時は、役員会の議決をもって総会決議に代えることができる。ただし、その場合は次期総会において承認を求めるものとする。
- 第 14 条 役員会は、年 1 回以上開催する。

### 第 5 章 幹 事 会

- 第 15 条 第 8 条記載の幹事により、幹事会を構成する。
- 第 16 条 幹事会は必要に応じ、会長がこれを招集する。

### 第 6 章 会 計

- 第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 18 条 本会の経費は、会費および寄附金、その他をもってこれにあてる。
- 第 19 条 会費は、終身会費として金 5,000 円を納めることとし、在学中に前納する。また、一旦納めた会費は返却しない。
- 第 20 条 本会の会計報告は、定期総会で行う。

### 第 7 章 改 正

- 第 21 条 本会則の改正は、総会の決議を経て行う。

### 第 8 章 附 則

- 第 22 条 本会則は、1981 年（昭和 56 年）4 月 1 日より実施する。  
1986 年（昭和 61 年）8 月 24 日より、改正実施する。  
2006 年（平成 18 年）11 月 24 日より、改正実施する。
- 第 23 条 慶弔等の規定は、別に定める。

### (申合せ事項)

- (1) 定期総会は、毎年6月に開催し、案内は同窓会ホームページにて行う。
- (2) 幹事の選出は、発会の年より3年間、各学級より2名を選ぶ。
- (3) 各期、クラス、クラブで同窓会を開催するときの連絡用往復葉書を同窓会で負担する。
- (4) 学校所有の名簿等の個人情報に関して、その取り扱いについては、同窓会を主催する各期・クラス  
の同窓会幹事、同窓会役員、幹事・役員が認めた者のいずれかのみ、校内で取り扱うことができ、  
目的外での使用を禁止する。(2013. 11. 22. 本項目追加、2019. 5. 27 改訂)

### <慶弔規定>

- 第1条 本会の会員の交誼をあつくるため、慶弔等について次の規定を定める。
- 第2条 本会は、つぎの場合、相当の金品を贈り慶弔の意を表する。  
(1) 母校職員および役員の死亡5,000円(密料を含む)
- 第3条 上記以外、必要と認められた事項の生じた場合は、役員会の議を経て、会長が決定する。
- 付 則 この規定は、1981年(昭和56年)4月1日より実施する。  
1986年(昭和61年)8月24日より、改正実施する。  
2008年3月8日より、改正実施する。  
この規定を改正する必要がある場合は、幹事会の議を経て、会長が改正する。

2019年 6月24日(月)  
大阪府立伯太高等学校同窓会